



命 令 書

大阪府中央区北浜東1番17号

申立人 大阪府理容生活衛生同業組合労働組合
代表者 執行委員長 白田伸樹

大阪府北区天満橋三丁目4番28号

被申立人 大阪府理容生活衛生同業組合
代表者 理事長 都原茂人

上記当事者間の平成27年(不)第64号及び同28年(不)第21号併合事件について、当委員会
は、平成29年7月12日、同月26日及び同年8月9日の公益委員会議において、会長公益委
員播磨政明、公益委員井上英昭、同海崎雅子、同清水勝弘、同辻田博子、同橋本紀子、同
松本岳、同三阪佳弘、同水鳥能伸、同宮崎裕二及び同和久井理子が合議を行った結果、次
のとおり命令する。

主 文

- 1 被申立人は、申立人に対し、下記の文書を速やかに手交しなければならない。

記

年 月 日

大阪府理容生活衛生同業組合労働組合
執行委員長 白田伸樹様

大阪府理容生活衛生同業組合
理事長 都原茂人

平成27年10月2日の朝礼において、当同業組合副理事長西山昭二が、貴組合執行委
員長白田伸樹氏に対し同月1日に開催された団体交渉についての発言を求め、また、
同団体交渉の内容について発言したことは、大阪府労働委員会において、労働組合法
第7条第3号に該当する不当労働行為であると認められました。今後、このような行
為を繰り返さないようにいたします。

- 2 申立人のその他の申立てを棄却する。

事 実 及 び 理 由